調査に関する事前評価済(未実施)

令和3年度 公共事業事前評価調書(簡易型)

1. 事業説明シート (区分) (国補)・ 県単事業名 砂防事業 [火山砂防事業 (国補)] ・ 事業箇所 山梨市牧丘町倉科 地区名 谷津川の2(ヤツガワノニ) ・ 事業主体 山 梨 県

(1)事業の概要

①課題·背景

本渓流は流域面積1.67km2の土石流危険渓流である。流域内は崩壊や渓岸浸食が進行し、渓床には不安定土砂、転石が堆積しているとともに、渓岸沿いには立木が密集している。今後の台風や集中豪雨時には、土砂流出、流木による土石流発生の危険が高まっている。保全対象は、人家8戸のほか県道等存在し、土石流が発生すると甚大な災害を引き起こすことが予測される。土石流を抑止する砂防堰堤を早急に設置し、土砂災害を未然に防止する必要がある。

②整備目標 • 効果

□主要目標 ○土石流被害の防止

- 災害実績 無
- · 土砂整備率 0% < 70%%
- ・重要公共施設の有無 有 (県道)

(保全対象=人家8戸、県道37m、市道422m等)

※評価基準値

- 口副次目標 一
- □副次効果 -

(2)整備内容

①整備内容

砂防堰堤 1基 H=14.0m L=93.0m

②着手年度 令和4年度 **③完成見込年度** 令和12年度

⑤年度別の整備内容 (事業費)							
令和4年度	詳細設計•用地測量	30百万円					
令和5年度	詳細設計•用地測量	20百万円					
令和6年度	用地取得•立木補償	50百万円					
令和7年度	用地取得•立木補償	50百万円					
令和8年度	砂防堰堤工事	50百万円					
令和9年度	砂防堰堤工事	50百万円					
令和10年度	砂防堰堤工事	50百万円					
令和11年度	砂防堰堤工事	50百万円					
令和12年度	砂防堰堤工事	50百万円					

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容·期間·事業費

未整備

(3)事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

砂防法第5条に基づいており、行政が行うことが妥当

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)

砂防法第6条に基づいており、砂防管理者の県が行うことが妥当

③経済妥当性

								•
総事	業費	400	百万円	工期		R4~R12	基準年	R3
	費用		266	百万円	便益	_	321	百万円
経		建設費	266	百万円		一般資産被害抑止	61	百万円
済効		維持管理費		百万円		人身被害抑止	19	百万円
率				百万円		公共土木施設等被害	44	百万円
性				百万円	Ĩ	その他※	197	百万円
		B/C		•		•		1.2

※その他は応急対策(家計)、人的被害(精神的損失)

費用便益比(B/C)は1.0を超えており、経済効率性は確保されている

④事業実施・規模の妥当性

流域の規模、地形、地質等から判断して最も効果的である

⑤整備手法の有効性

地形・地質及び流域の状況から土石流対策として最も効果的かつ経済的な砂防施設計画とした

⑥環境負荷等への配慮

掘削法面等に緑化等を施し、環境負荷に配慮

⑦事業計画の熟度

地元の要望に基づいている

総合評価

[貢献度ランク:a]

 \bigcirc

 \bigcirc

妥当

 \circ

0

0

妥当でない

(4)事業位置図等

位置図





2. 添付資料シート

